一般社団法人 白井工業団地協議会 代表 理事 駒 村 武 夫

職長等監督者安全衛生教育のご案内

当協議会では、従業員の資質向上及び労働災害等をなくすため、各種の技能講習会を実施しています。 今回の「職長等監督者安全衛生教育」の業務は労働安全衛生法第60条、規則40条の定めるところにより、 事業主の責任において、新たに職務につくこととなった職長、その他現場で直接労働者を指導又は監督する者に 対して、安全又は衛生のための教育を行わなければならないと定められています。

労働安全衛生法施行令の改正により、令和5年4月1日より、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種にこれまで対象外であった食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業が新たに加わりましたので、ご留意ください。

つきまして、当協議会では、(一社)船橋労働基準協会のご協力を得て「職長等監督者安全衛生教育」を実施することとしました。

また同日、2時間追加(受講料、2,000円追加)で「安全衛生責任者」の講習を受ける事も出来ます。 この機会に是非、受講されるようご案内いいたします。

記

1 日 時 7月4日(木) 9:00~17:00 7月5日(金) 9:00~15:00

(「安全衛生責任者」を追加される方は、5日(金)にプラス2時間になります。)

2 場 所 白井市公民センター(白井市中98-17) 2階

3 科 目 労働安全衛生法第60条 労働安全衛生規則第40条

| 1 | 監督者の役割 | 7 | 作業方法の改善 |
|---|--------------|----|--------------|
| 2 | 作業中の監督・指示の方法 | 8 | 作業設備の安全化 |
| 3 | 指導及び教育の方法 | 9 | 環境条件の保持 |
| 4 | 安全衛生意義の高め方 | 10 | 安全衛生点検の方法 |
| 5 | 作業員の適正配置 | 11 | 異常時・災害発生時の措置 |
| 6 | 作業手順の定め方 | 12 | 災害分析の仕方 |

4 受講料 24,000円 (会員外の方は、2,000円加算されます。)

(テキスト代・受講料・消費税・会場費・昼食代(2日分)含む)

※ 追加で「安全衛生責任者」を受講される方はプラス2,000円になります。

5 締切日 6月19日(水) 16:00まで

6 定 員 20名

(10名に満たない場合、中止となることがありますので、ご了承ください。)

- 7 申込方法 ① 別紙受講申込書
 - ② 受講料
 - ③ 運転免許証(写し)、又は健康保険証(写し) (裏面に住所が記載されている場合は裏面のコピーもお願いします。)
 - * 電話予約後、①~③までを添えて締切日までに事務局へお申し込みください。
- 8 持ち物 ◎ 筆記用具

* * * 注意事項 * * *

◎締切日以降のキャンセルにつきましては、返金出来かねますので、ご了承ください。

【お申込み】 ・電話予約をお勧めします。 一般社団法人 白井工業団地協議会

白井市中98-17 (白井市公民センター内) TEL: 047-491-0224 FAX: 047-491-0222